

議案第108号

東中学校建設工事請負契約の一部変更について

東中学校建設工事請負契約（令和2年12月9日議決）の一部を次のとおり変更する。

| 変更後の契約金額     | 令和2年12月9日議決における<br>契約金額 |
|--------------|-------------------------|
| 959,866,600円 | 777,150,000円            |

令和5年5月19日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

東中学校建設工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

東中学校建設工事請負契約締結について

東中学校建設工事請負契約を次の要項により締結する。

- |   |         |                              |                |
|---|---------|------------------------------|----------------|
| 1 | 工 事 概 要 | 鉄筋コンクリート造6階建建物1棟             |                |
|   |         | 建築面積                         | 602.85平方メートル   |
|   |         | 延床面積                         | 2,611.11平方メートル |
|   |         | 附帯工事                         | 一式             |
| 2 | 契約の相手方  | 名古屋市中村区名駅1丁目1番4号<br>名工建設株式会社 |                |
| 3 | 契 約 金 額 | 777,150,000円                 |                |
| 4 | しゅん工期限  | 令和5年1月31日                    |                |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪府中央区大手前4丁目                 |                |

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。